

社会福祉法人 裕愛会理事会等の役員の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人裕愛会理事会理事及び監事、評議員会評議員並びに評議員選任・解任委員会委員（以下「役員」という。）の報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 役員の報酬は、日額とし、その額は、税控除後の5,000円とする。

(報酬の支給方法)

第3条 役員の報酬は、当該役員がその職務に従事したときに支給する。

(費用弁償)

第4条 役員が理事会等に出席したときは、費用弁償を支給する。

2 前項の規定による費用弁償の額は、1回につき150円とする。

3 前項の規定にかかわらず、市外に居住している役員が理事会等に出席したときは、その実費を支給する。

(重複支給の禁止)

第5条 施設の職員がこの規定の適用を受ける役員の職を兼ねるときは、その兼ねる役員として受けるべき報酬及び費用弁償は、支給しない。

(委任)

第6条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。